

令和8年度第2回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和8年5月27日（水）

16時00分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和8年5月27日（水）16時00分

女性第一・第二研修室

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開予定（案）

定第16号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

非公開予定（案）

定第17号議案 鹿児島市公民館運営審議会委員の委嘱の件

定第18号議案 令和8年度鹿児島市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）
に係る議案についての意見に関する件

報告事項(1) 鹿児島市学校規模適正化・適正配置基本計画検討委員会の設置等につ
いて

報告事項(2) 鹿児島市文化財保存活用地域計画素案に係るパブリックコメント手続
の実施結果について

報告事項(3) 教育委員会所管施設の指定管理者募集について

報告事項(4) 鹿児島商業高等学校の活性化について

報告事項(5) 鹿児島商業高等学校の推薦入試について

報告事項(6) 市立学校におけるいじめの重大事態の発生について

6 その他

7 閉 会

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年5月27日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務、第6条の事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)～(3) 略す

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。

(5)～(20) 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

(令和8年5月1日付)

鹿児島市教育委員会事務局等職員人事異動

新	旧	氏 名
(一 般 職 員) 保健体育課	総務課付	今村 文哉